6/17

LGBT法成立

当事者 強く批判

続く差別 国・自治体、問われる施策

公正透明な指針作りを

「焦点」

16日に議員立法で成立した「LGBT理解増進法」は本来、差別や偏見に苦しめられてきた性的少数者を守るための法律になることを期待されていた。だが、条文の修正に対して当事者団体から強い批判の声が上がった。さまざまな課題が残る中、今後は同法に基づき、いかに性の多様性を尊重する社会を作っていけるかが問われる。

「小学校の教室で、ホモやオカマという言葉が笑いの対象になっていて、自分のセクシュアリティーがばれたら生きていけないと思った」「トランスジェンダーであると伝えたら（就職の）内定を取り消された」「パートナーと死別したが、喪主になることやお骨の引き渡しを拒否された」

全国組織「LGBT法連合会」は当事者が抱える困難をリストにまとめている。9分野の354事例からは、幼い時から高齢期まで、学校や職場をはじめさまざまな場でいじめやハラスメントに遭い、経済的困窮など複合的問題に直面していることがうかがえる。

宝塚大の日高庸晴教授（社会疫学）が実施した2019年の調査によると、性的少数者の59・6％にいじめを受けた経験があった。認定NPO法人「ReBit（リビット）」が性的少数者の若者を対象に22年に調査した結果では、10代の回答者の半数近くが直近の1年間に自殺を考えたことがあった。

理解増進法は、こうした社会環境を変えていくためのものだ。「理解増進」か「差別解消」か、党によって考えが分かれていたものの、立法を目指して議論が進められ、21年に超党派の議員連盟が「理解増進法案」をまとめていた。

この超党派議員連案を修正して成立した今回の新法も、基本理念をうたう第3条では「全ての国民が、その性的指向またはジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重される」と掲げた。その上で、「性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならない」としている。

国と地方公共団体については、性の多様性について国民の理解を進める施策を策定するよう努力義務を課した。事業主や学校には、就業や教育環境の整備を促している。

また、国による基本計画の策定や関係省庁連絡会議の設置も定めた。

これまで、性的少数者を巡っては、戸籍上の性別変更について定めた性同一性障害特例法があるのみだったが、施策を進める根拠法ができた形だ。

当事者として、性の多様性について市民向けの研修に取り組む遠藤まめたさん（36）は「これまで自治体や学校は法律がない中、手探りで取り組むしかなかった。法律ができれば新たに取り組みが広がるだろう。課題の残る法律ではあるが、私たちは法律を使ってどう頑張るかが大事だと思う」と話した。

「LGBT理解増進法」が可決成立したことを受けて記者会見する当事者団体のメンバーら＝東京都千代田区で16日、後藤由耶撮影

だが、当事者団体の評価は厳しい。

LGBT法連合会は16日、新法成立後に記者会見を開き「当事者に寄り添うものではなく、初めての法律の制定を心待ちにしていた多くの当事者や支援団体を裏切るものと言わざるを得ない」と訴えた。

最も問題視されたのは「この法律に定める措置の実施に当たっては、性的指向またはジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができるよう留意する」という第9条。政府は、その運用に必要な指針を策定する」と定めた12条だ。自民党が、野党の日本維新の会と国民民主党の賛同を得ようと修正協議に応じ、両党案の規定を受け入れて新設された。

一見問題がないように見えるが、「法律ができれば男が女湯に入れるようになる」といった誤った言説の広がりを背景に盛り込まれた条項だ。実際には、公衆浴場は体の外観をもとに男女別で使用するとされており、新法ができてもそれは変わらない。

しかし、男性がトランスジェンダー女性のふりをして女湯に入り込み、女性の安全や権利が脅かされるという主張さえ一部にある。このため「全ての国民が安心して」と入れたことで「多数派の安心」を理由に権利を制限されるのではないかと不安を感じる当事者もいる。

他にも、学校が性の多様性に関する教育について「家庭及び地域住民の協力を得る」という条文も、「学校教育法の同様の規定は、学校教育を縛るものと解釈された。

日本大大学院の鈴木秀洋教授（行政法）は新法について「誰の利益をどう守るのか、理念が不明確な法律になった」と指摘しつつも、「成立したからには、性的少数者への差別的状況を改善し、多様性尊重が根付く社会へ向けて具体的施策を進めるための、土台的な法律と解釈すべきだ」と捉える。

その上で「法律の解釈は、憲法や他の法令との整合性が必要となる。憲法には『個人の尊重』や『差別の禁止』が定められ、新法の基本理念でも『不当な差別はあってはならない』とある以上、12条の『留意』規定で性的少数者の権利を制限するような解釈はできない」とクギを刺す。

学校教育について「家庭及び地域住民の協力を得る」という条文も、「学校教育法の同様の規定は、学校教育を縛るものと解釈されていない。新法も、性の多様性に関する教育へ介入する新たな権利を与えるものではない」という。

ただ、自民や維新などによる修正案は、衆院内閣委員会で審議が始まる当日の朝に完成し、その後、成立までわずか1週間だった。

「当事者から幅広く意見を聞く機会がほとんどなく、立法手続きに求められる公正の確保と透明性に欠けていた」と批判する。

今後の焦点は、国の基本計画や、施策の運用にあたって政府が策定する指針の内容だ。

鈴木氏は法律の解釈をめぐって自治体や学校現場が混乱しないようにする必要があるとして「性的少数者の権利と他の人の法的利益との調整が必要となった場合、その調整の在り方なども指針などで定めることになる。指針作りには、当事者の参加が不可欠だ」と強調した。【藤沢美由紀】

LGBT理解増進法のポイント

基本理念	■性的指向やジェンダーアイデンティティーにかかわらず基本的人権を持つ個人として尊重
	■性的指向などを理由とする不当な差別はあってはならない
国や事業主などの役割	■国は国民の理解増進のための基本計画を策定
	■国や地方自治体は理解増進に関する施策を策定
	■事業主は就業環境を整備し、相談機会を確保
	■学校は、家庭や地域住民らの協力を得て教育または啓発などに取り組む
	■性的指向などにかかわらず、すべての国民が安心して生活できるよう留意し、国は指針を策定

自民、参院でも3議員退席

LGBT理解増進法の参院採決を巡っては、自民党議員3人が退席し、採決に加わらなかった。衆院採決でも自民保守派の一部が退席していた。

退席した理由について、山東昭子前参院議長は「どうしても納得のいかない内容だった。心と体がアンバランスな方に関して差別という意識はないが、区別はしていただきたい」と記者団に語った。青山繁晴氏は「学校教育現場の混乱が懸念される」と語った。和田政宗氏は「数多くの国民の声、党員の声、自民支持者の声を受け止めた結果だ」と述べた。

立憲民主党などは採決で反対した。自身もゲイであることを公表している立憲の石川大我氏は「国会で唯一の当事者議員として、深い悲しみと怒りと憤りが混ざった感情が渦巻いている」と語った。

【菊池陽南子、高橋祐貴、畠山嵩】

アップル、グーグル規制へ

政府のデジタル市場競争会議（議長・松野博一官房長官）は16日、スマートフォンの基本ソフト（OS）などを提供する巨大IT企業への新たな規制案をまとめた。アプリを入手する際に使う「アプリストア」について、安全性の確保などを条件に他社のストア参入を認めるように義務づける。OSやストア市場は米

アップルのiPhone（アイフォーン）では、同社が手がける「アップストア」でしかアプリをダウンロードできないため、他社のストアも利用できるようにすることを義務づける。

アップストアやグーグルの「グーグルプレイストア」は、自社の決済や課金のシステムをアプリ内に組み込むよう開発側に義務づけており、手数料が割高との指摘が多い。結果的に多様な

アップルは新規制について「異議を申し上げる」と反発。アプリ利用者の安全性や開発者の健全な収益構造を支援する上で「アップルの力を危険にさらすことになる」と懸念を示し、「政

グーグルで地名を含む語句を検索すると地図サービス「グーグルマップ」の検索結果が画面上部に表示され、自社サービスの優遇が指摘されていた。新規制は、利用者の利便性を考慮して

新規制についてグーグルは「これまで政府に積極的に協力し、事業運営について説明してきた。今後も政府や業界関係者と建設的な議論を深めていきたい」という。【後藤豪】

頭がよくなる大人、続出中
30・40・50代以上の脳力を底上げ!
資格取得
昇進試験
スキルアップ
年を取ればとるほど、記憶力も理解力もアッ
認知症予防のために実践!
●「痴呆の
だ。特に5
読み返し
●「すごく
求め、脳
●「脳の老
背中を押
●「自分の
えが悪い
気持ち
一生 頭がよくなり続ける
7.5万部突破 売れてます!